

1 基本的な考え方

生活環境上の支障がないと考えられる水準を目標値（案）とする。

2 設定方法

方法	考え方	数値の導出方法	摘 要
A	臨海部以外の地域（内陸部）における降下ばいじん量を目安とする。	全市的な調査を行った過去 6 年間の内陸部 6 地点における降下ばいじん総量の月間値の既存データを用いて数値を導出する。	①以下の理由から、 <u>生活環境上の支障がないと考えられる水準に置き換えることが可能</u> と考えられる。 ・内陸部において、過去に、降下ばいじんに係る苦情が寄せられていないこと。 ・特異的に高い数値を示した月も存在するが、全市的調査 6 年間で、内陸部のどの測定地点も降下量の変動が比較的小さく、データは、各地域での標準的な数値として評価しやすいこと。 ②月間値の既存データの最大値より大きい数値が苦情発生境界である可能性がある。 ③気象条件により特別に高い数値となったものを適切に除外しないと生活環境上支障がないと考えられる水準を超える可能性もある。
B	臨海部以外の地域（内陸部）における土壌の降下量を目安とする。	全市的な調査を行った過去 6 年間の内陸部 6 地点における月間値の既存データについて、アルミニウム含有量が土壌由来と仮定し、土壌中のアルミニウム含有率で割り戻した数値を導出する。	①上記①と同じ理由から、 <u>生活環境上の支障がないと考えられる水準に置き換えることが可能</u> と考えられる。 ②導出された数値は、人為由来の降下量を除いたものとなる。 ③月間値の既存データの最大値より大きい数値が苦情発生境界である可能性がある。 ④気象条件により特別に高い数値となったものを適切に除外しないと生活環境上支障がないと考えられる水準を超える可能性もある。
C	現状を基準年とし、個別の測定局ごとに「現状より減らしていくこと」を目標とする。	数値目標なし。	①「次期環境基本計画に係る指標設定の基本的な考え方」の「2 指標設定の方針（3）環境目標値」に掲げられている「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい水準とする」と異なる位置付けとなる。
D	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」（環境省通知）において示している数値を根拠とする。	降下ばいじん量 20 t/km ² /月 （※デポジットゲージ法の場合、10～14 t/km ² /月）	①現在の環境目標値と同水準。 ②スパイクタイヤを規制する際を目安値として国が示したものであること。

3 水準を見出す方法

生活環境上の支障がないと考えられる水準を導出する上では、A又はBの方法を採用することが適当であると考えられる。